

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年7月8日（令和3年（行情）諮問第287号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（行情）答申第554号）

事件名：「平成26年度教育実施成果について（報告）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年度教育実施成果について（報告）（統学企第9号。27.4.8）（かがみを除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月29日付け防官文第13796号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）」である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に

も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁気記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるあるので、改めて特定すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「平成26年度教育実施成果報告」の最新版。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する文書として「平成26年度教育実施成果について(報告)(統学企第9号。27.4.8)」を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年5月2日付け防官文第9223号により、「平成26年度教育実施成果について(報告)(統学企第9号。27.4.8)」のかがみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成28年7月29日付け防官文第13796号により、本件対象文書について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフト及び文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分に

については開示している。

- (5) 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである。」と主張し、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和3年7月8日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日     | 審議            |
| ④ | 同年8月23日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和4年1月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月18日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表の番号1に掲げる部分について

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊における情勢認識に係る情報が記載されているものと認められる。

これを公にすることにより、我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

###### (2) 別表の番号2, 3及び5に掲げる部分について

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊の統合運用体制において中核となる指揮官・幕僚を育成するための教育課程における人数構成に係る情報が記載されているものと認められる。

当該不開示部分には、特定の期間内に教育を受ける隊員に関する階級・所属等の情報が記載されているものと認められ、これを公にすることにより、自衛隊の人材育成に関する能力等が推察され、防衛省の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全を害するおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号4に掲げる部分について

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊の教育体制に関して、教育課程に係る情報が記載されているものと認められる。

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊の統合運用体制において中核となる指揮官・幕僚を育成するための詳細な教育内容が記載されていることが認められ、これを公にすることにより、自衛隊の人材育成に関する能力等が推察され、防衛省の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本文 別紙のうち、「1 全般 (1) 統合教育」の一部	防衛省・自衛隊の情勢認識に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	別冊第1ないし別冊第6のうち、各「1 実施の概要 (4) 学生の概要」の一部	防衛省・自衛隊の教育体制に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の人材育成に関する能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	別冊第1別紙第1，別冊第2別紙第1，別冊第3別紙第1，別冊第4別紙第1並びに別冊第5別紙第1－1及び第1－2のうち、各「1 卒業時階級別内訳」の一部、「2 幹候期別内訳」の一部並びに「3 部内課程出身別内訳」及び欄外の一部	防衛省・自衛隊の教育体制に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の人材育成に関する能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	別冊第1別紙第2，別冊第2別紙第2，別冊第3別紙第2，別冊第4別紙第2，別冊第5別紙第2－1及び第2－2並びに別冊第6別紙第2のうち、各「小課目」欄及び「時間」欄の一部	
5	別冊第6別紙第1のうち、「学生数」欄の一部、「2 佐」，「3 佐」及び「1 尉」欄の一部並びに欄外の一部	